

観音寺市長 宛て

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		電話番号	
		住所 〒	
メールアドレス			

2 申請の区分（該当する欄に○を付けてください。）

世帯	単身	2人以上の世帯	同時に移住した家族（申請者本人を除く。） 人		
			上記のうち18歳未満の者 人		
補助金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

裏面「観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する。
申請日から5年以上継続して、観音寺市に居住する意思について	意思がある。
（就業の場合） 申請日から5年以上継続して、就業する意思について	意思がある。
（テレワークの場合） 観音寺市への移住の意思について	自己の意思である。
（関係人口の場合） 補助対象者を含む2人以上の世帯での移住について	該当する。
（起業の場合） 申請するまでの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていることについて	該当する。

4 移住元の住所

住 所	
-----	--

5 東京 23 区への在勤履歴（東京 23 区内の大学等へ通学していた者は、その通学履歴も記載すること。）

期 間	就 業 先（通 学 先）名 称	就業先（通学先）所在地
～		
～		
～		

備考 東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の交付対象とならない場合があります（移住前の勤務先を退職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区以外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。）。

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、②31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤 務 先 部 署	
所 在 地	〒
勤 務 先 部 署 に 行 く 頻 度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告、立入調査等について、観音寺市から求められた場合には、それに応じます。
- 申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 次の場合には、観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - 補助金の申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
 - 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
 - 補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の就業に関する要件（一般）又は同条第4項の就業に関する要件（専門人材）を満たす職を辞した場合 全額
 - 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 全額
 - 移住支援事業の適正な執行に必要な書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに応じないことにより、居住状況を市が確認できない場合 全額
- 補助金の支給を受けた後に実施される観音寺市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。